韓国向け水産動物に係る動物衛生証明書の申請手続きについて

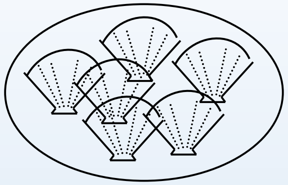

※ホタテガイのみならず、韓国側が求める水産動物が対象

生産漁協
購入 / 発行

販売証明書
※右枠内③として使用

購入

加工場
養殖場
購入 / 発行

販売証明書
※右枠内③として使用

輸出者

【水産物由来の「食品」】
《申請窓口：水産経営課》

※第三国産水産動物等を輸出する場合は、他に提出書類が必要なので、別途お問い合わせ願います。

生産水域の監視の中で、道が、検査が必要と判断した場合（HPで周知）は、申請ケース1及び2において、別途、検査機関による検査結果が必要となる。

申請ケース１：原産地証明書を「道」に申請する場合

《申請書類》
① 証明書発行申請書
② HEALTH CERTIFICATE（※電子申請）

申請ケース2：原産地証明書を「国」に申請する場合

《申請書類》
「申請ケース1」の書類
＋
③ 原産地及び最終加工された都道府県を確認することができる書類
④ 製造業者等の所在を公的に証明する書類（営業許可証等）の写し（加工品の場合）
⑤ その他、①の別紙様式3の記載内容が確認できる書類（インボイスの写し、パッキングリストの写し等）
＋
第3国の活きたカニ類の場合は、認定機関による輸出ロット毎にホワイトスポッド病の検査証明書が必要

【水産物由来の「食品以外のもの」】
《申請窓口：水産振興課》

申請ケース3：種苗や餌料等を申請する場合

《申請書類》
「申請ケース2の書類」
＋
⑥ 検査機関による検査結果
※（注）「食品以外のもの」は、⑥が必須です。

証明書発行申請

申請
※電子or紙面

発行

HEALTH CERTIFICATE
（動物衛生証明）
※郵送

北海道

①申請書受付、審査

②HEALTH CERTIFICATE に署名・押印

監視報告

魚病を確認したら、一時的に輸出を禁止し、今後の対応を事業者の皆様に道のHPで周知

監視

北海道内の生産水域
※海面、内水面及び陸上養殖施設